

# 参考資料（水質土壌）

## 表 水質汚濁に係る環境基準

（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

改正 昭49・9・30環告63 昭50・2・3環告3 昭和57・3・27環告41 昭和57・12・25環告140 昭和60・7・15環告29 昭和61・1・13環告1  
 平3・12・27環告78 平5・3・8環告16 平5・8・27環告65 平7・3・30環告17 平10・4・24環告15 平11・2・22環告14  
 平12・3・29環告22 平15・11・8環告123 平20・4・1環告40 平21・11・30環告78 平23・10・27環告94 平24・5・23環告84  
 平24・8・22環告127 平25・3・27環告30 平26・3・20環告39 平26・11・17環告126 平28・3・30環告37 平31・3・20環告46

### (1)人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/L以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2(規格38の備考11を除く。以下同じ)及び38.2に定める方法、38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は告示付表1に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L以下	規格65.2(規格65.2.7を除く)に定める方法(ただし、規格の65.2.6に定める方法により、汽水又は海水を測定する場合にあっては、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。
砒素	0.01 mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L以下	規格34.1(規格34の備考1を除く)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本産業規格K170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する)に定める方法、又は規格34.1.c)(注(2)第三文及び規格34の備考1を除く)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び告示付表7に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	付表8に掲げる方法

### 備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄(省略)に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1 43.2.3 43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1) 河川(湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以 下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認め られないこと。	2mg/L以上	—
測定方法		規格12.1に定める 方法又はガラス電 極を用いる水質自 動監視測定装置 によりこれと同程 度の計測結果の 得られる方法	規格21に定める方 法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方 法又は隔膜電極 若しくは光学式セ ンサを用いる水質 自動監視測定装 置によりこれと同程 度の計測結果の 得られる方法	最確数による定量 方法
備考						
<p>1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる)</p> <p>3 水質自動監視装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる)</p> <p>4 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる)</p> <p>試料10mL,1mL,0.1mL,0.01mL……のように連続した4段階(試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB発酵管に移植し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。</p>						

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- "   2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- "   3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- "   2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- "   3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- "   2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- "   3級 : 特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法
備考 1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)				

## 2 海域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうち、ノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	付表14に掲げる方法
備考 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。 2 アルカリ性法とは、次のものをいう。 省略						

(注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用並びに水産2級の水産生物用

" 2級 : ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下
測定方法		規格45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法
備考			
1 基準値は年間平均値とする。			
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

(注)1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランスよく、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。				

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上
測定方法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法

表 本市域における環境基準に係る水域類型の指定

## (1) 全窒素・全りん以外の項目

水域の範囲	水域類型	達成期間	指定年月日
武庫川中流(三田市大橋から仁川合流点まで)	B	イ	昭和45年9月1日閣議決定
武庫川下流(仁川合流点より下流)	C	イ	
夙川(夙川本流全域)	C	ハ	平成3年3月29日兵庫県告示第579号
大阪湾(1)	C	イ	昭和46年12月28日環境庁告示第60号

達成期間の分類は次のとおりとする

- ①「イ」:直ちに達成  
 ②「ロ」:5年以内で可及的すみやかに達成  
 ③「ハ」:5年を超える期間で可及的すみやかに達成

## (2) 全窒素・全りん

水域	該当類型	達成期間	基準値	指定年月日
大阪湾(イ)	海域IV	直ちに達成	全窒素:1mg/L以下	平成7年2月28日環境庁告示第5号
			全りん:0.09mg/L以下	

表 人の健康の保護に関連する要監視項目（公共用水域・地下水）

（平成5年3月8日付け環水管第21号環境庁水質保全局長通達）

改正 平11・2・22環水企58号及び環水管49号、平16・3・31環水企040331003号及び環水土040331005号

平21・11・30環水大発第091130004号及び環水大土発第091130005号環境省水・大気環境局長通知

令2・5・28環水大発第2005281号及び環水大土発2005282号環境省水・大気環境局長通知

項目	公共用水域指針値	地下水指針値
クロロホルム	0.06 mg/L以下	0.06 mg/L以下
トリス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	-
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	0.06 mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下	0.008 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	0.005 mg/L以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L以下	0.003 mg/L以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	0.04 mg/L以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L以下	0.04 mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L以下	0.05 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下	0.008 mg/L以下
EPN	0.006 mg/L以下	0.006 mg/L以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L以下	0.008 mg/L以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L以下	0.008 mg/L以下
クロルニトロフェン (CNP)	-	-
トルエン	0.6 mg/L以下	0.6 mg/L以下
キシレン	0.4 mg/L以下	0.4 mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下	0.06 mg/L以下
ニッケル	-	-
モリブデン	0.07 mg/L以下	0.07 mg/L以下
アンチモン	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下	-
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下	0.0004 mg/L以下
全マンガン	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下
ウラン	0.002 mg/L以下	0.002 mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	0.00005 (暫定) mg/L以下 ※	0.00005 (暫定) mg/L以下 ※

※ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)については合計

表 水生生物の保全に係る要監視項目

平15・11・5環水企発第031105001号、環水管発第031105001号 環境省環境管理局水環境部長通知

平25・3・27環水大水発第1303272号環境省水・大気環境局長通知

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7 mg/L以下
		生物特A	0.006 mg/L以下
		生物B	3 mg/L以下
		生物特B	3 mg/L以下
	海域	生物A	0.8 mg/L以下
		生物特A	0.8 mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05 mg/L以下
		生物特A	0.01 mg/L以下
		生物B	0.08 mg/L以下
		生物特B	0.01 mg/L以下
	海域	生物A	2 mg/L以下
		生物特A	0.2 mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1 mg/L以下
		生物特A	1 mg/L以下
		生物B	1 mg/L以下
		生物特B	1 mg/L以下
	海域	生物A	0.3 mg/L以下
		生物特A	0.03 mg/L以下
4- <i>t</i> -オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.001 mg/L以下
		生物特A	0.0007 mg/L以下
		生物B	0.004 mg/L以下
		生物特B	0.003 mg/L以下
	海域	生物A	0.0009 mg/L以下
		生物特A	0.0004 mg/L以下
アニリン	河川及び湖沼	生物A	0.02 mg/L以下
		生物特A	0.02 mg/L以下
		生物B	0.02 mg/L以下
		生物特B	0.02 mg/L以下
	海域	生物A	0.1 mg/L以下
		生物特A	0.1 mg/L以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.03 mg/L以下
		生物特A	0.003 mg/L以下
		生物B	0.03 mg/L以下
		生物特B	0.02 mg/L以下
	海域	生物A	0.02 mg/L以下
		生物特A	0.01 mg/L以下

表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月13日：環境庁告示第10号)

改正 平10・4・24環告23 平11・2・22環告16 平20・4・1環告41 平21・11・30環告79 平23・10・27環告95  
平24・5・23環告85 平26・3・20環告40 平26・11・27環告127 平28・3・29環告31 平31.3.20環告54 令2・3・30環告35

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/L以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2(規格38の備考11を除く。以下同じ)及び38.2に定める方法、38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月28日環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という)付表1に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L以下	規格K0102の65.2(規格65.2.7を除く)に定める方法(ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01 mg/L以下	規格K0102の 61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下	付表に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L以下	規格34.1(規格34の備考1を除く)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本工業規格K170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する)に定める方法、又は規格34.1.1c)(注(2)第三文及び規格34の備考1を除く)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法
備考		
1	基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2	「検出されないこと」とは、測定方法の欄(省略)に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1 43.2.3 43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものとの和とする。	
4	1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1 5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	



表 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日：環境庁告示第46号)

改正 平5・3・8環告19 平6・2・1環告5 平6・2・21環告25 平7・3・30環告19 平10・4・24環告21 平13・3・28環告16 平20・5・9環告46  
 平22・6・16環告37 平26・8・1環告44 平28・3・29環告30 平31・3・20環告48 令2・4・2環告44

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格K0102(以下「規格」という。)55.2,55.3,55.4に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く)又は昭和46年12月28日環境庁告示第59号告示付表1に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうち、ガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	規格65.2(規格65.2.7を除く)に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニルまたは塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。	規格34.1(規格34の備考1を除く)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本産業規格K170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する)に定める方法、又は規格34.1.1c)(注(2)第三文及び規格34の備考1を除く)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び昭和46年12月環境庁告示第59号告示付表7に掲げる方法
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
備考	1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。 5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1 5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

付表 省略

## 表 土壌汚染対策法 指定基準（土壌の汚染状況に関する基準）

改正 平成5環告19・平成6環告5・平成6環告25・平成7環告19・平成10環告21・平成13環告16・平成20環告46・平成22環告37・平成26環告44・平成28環告30・平成30環告77・平成31環告48・令和3環告44

特定有害物質 (法第2条)	直接摂取による リスク	地下水等の摂取による リスク		
	土壌含有量基準 土壌1kgにつき	土壌溶出量基準 検液1Lにつき	土壌第2溶出量基準 検液1Lにつき	
揮発性 有機 化合物	ジクロロメタン		0.02mg以下	0.2mg以下
	四塩化炭素		0.002mg以下	0.02mg以下
	クロロエチレン		0.002mg以下	0.02mg以下
	1,2-ジクロロエタン		0.004mg以下	0.04mg以下
	1,1-ジクロロエチレン		0.1mg以下	1mg以下
	1,2-ジクロロエチレン		0.04mg以下	0.4mg以下
	1,1,1-トリクロロエタン		1mg以下	3mg以下
	1,1,2-トリクロロエタン		0.006mg以下	0.06mg以下
	トリクロロエチレン		0.01mg以下	0.1mg以下
	テトラクロロエチレン		0.01mg以下	0.1mg以下
	1,3-ジクロロプロペン		0.002mg以下	0.02mg以下
ベンゼン		0.01mg以下	0.1mg以下	
重 金 属 等	カドミウム及びその化合物	45mg以下	0.003mg以下	0.09mg以下
	シアン化合物	遊離シアン50mg以下	検出されないこと	1mg以下
	鉛及びその化合物	150mg以下	0.01mg以下	0.3mg以下
	六価クロム化合物	250mg以下	0.05mg以下	1.5mg以下
	砒素及びその化合物	150mg以下	0.01mg以下	0.3mg以下
	水銀及びその化合物	15mg以下	0.0005mg以下	0.005mg以下
	うちアルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと
	セレン及びその化合物	150mg以下	0.01mg以下	0.3mg以下
	ふっ素及びその化合物	4000mg以下	0.8mg以下	24mg以下
ほう素及びその化合物	4000mg以下	1mg以下	30mg以下	
農 薬 等	シマジン		0.003mg以下	0.03mg以下
	チラム		0.006mg以下	0.06mg以下
	チオベンカルブ		0.02mg以下	0.2mg以下
	PCB		検出されないこと	0.003mg以下
	有機りん化合物		検出されないこと	1mg以下

※ 土壌環境基準について、土壌溶出量基準（地下水等の摂取によるリスク）に下記の基準が追加されています。

カドミウム … 農用地においては米1kgにつき0.4mg未満であること。

砒素 … 農用地（田に限る）においては土壌1kgにつき15mg未満であること。

銅 … 農用地（田に限る）においては土壌1kgにつき125mg未満であること。

※ 地下水水質の基準値の濃度は、土壌溶出量基準の濃度の値と同じです。

「検液1Lにつき」が「地下水1Lにつき」となります。

※ 「検出されないこと」（不検出）と定義されている濃度は、以下のとおりです。

シアン：0.1mg/L未満                      アルキル水銀：0.0005mg/L未満

PCB：0.0005mg/L未満                      有機りん化合物：0.1mg/L未満

上記の物質は、健康影響等の懸念が特に強く、仮にこれらの物質による水質汚濁や土壌汚染が発生すると社会に与える影響が大きいものです。

平成31年4月1日より「シス-1,2-ジクロロエチレン」は、「トランス-1,2-ジクロロエチレン」と合算した「1,2-ジクロロエチレン」になりました。なお、基準値に変更はありません。